

# 全国厚生労働関係部局長会議資料

平成31年1月18日（金）

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

# 目 次

## 情報政策関係

- マイナンバー制度における情報連携への対応について・・・ 2
- 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進について・・・ 10

# 情報政策関係

# マイナンバー(社会保障・税番号)制度 における情報連携への対応について

# マイナンバー制度における情報連携について

## ○ マイナンバー制度における情報連携とは

「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。平成29年11月13日以降本格運用が開始され、各種の手続を行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となった（下図参照）。

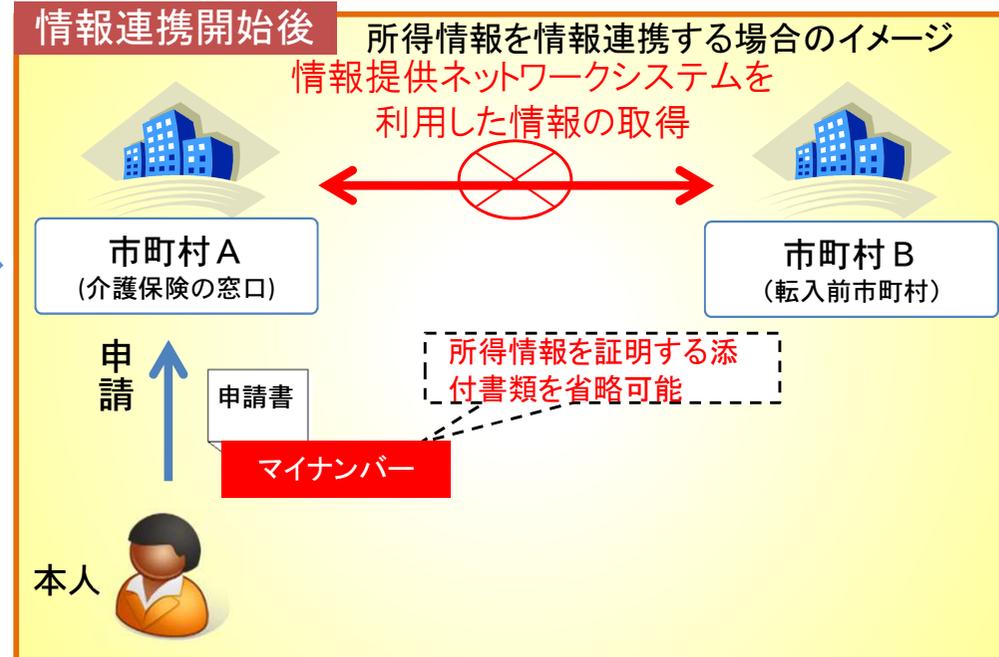
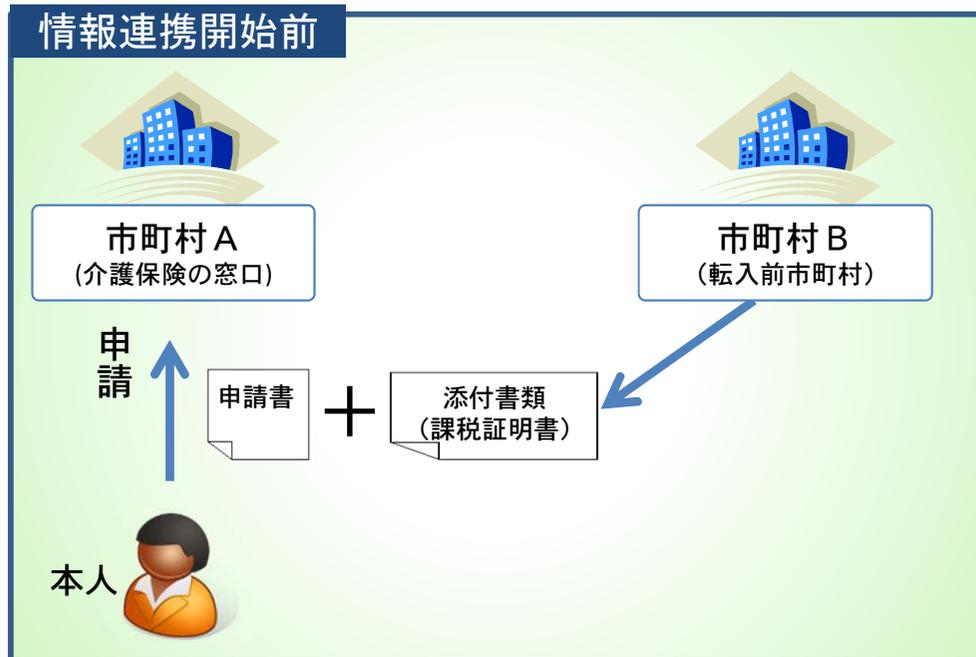
## ○ データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトは、制度改正等に伴い改版を行うため、情報連携を行う機関において原則年に1回、レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要。平成30年度の改版により、厚生労働省関係事務手続については250の事務手続で新たに情報連携の本格運用が可能となった。

## ○ 平成31年度から年金関係情報連携を開始予定（現時点の想定）

年金関係の情報連携については、情報連携を開始するに当たって対処すべき課題が判明したため、情報連携の開始を延期し、各課題への対処を進めてきた。平成31年4月以降順次情報連携を開始するスケジュールを想定しており、機関間試験等の準備を進めている（具体的な開始日時、対象手続等は追ってお知らせする予定）。

【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



# マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

〔平成30年10月9日時点〕

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			住民票
		課税証明書			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	障害者手帳
		住民票			課税証明書
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		雇用保険受給資格者証			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
		課税証明書			特別児童扶養手当証書
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票	介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	障害者手帳
		課税証明書			住民票
		生活保護受給者証明書			課税証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	住民票	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	生活保護受給証明書
		課税証明書			住民票
		特別児童扶養手当証書			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票
		雇用保険受給資格者証			住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	障害者手帳
		雇用保険受給資格者証			住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

# データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

- ① データ標準レイアウト（平成31年6月向け）
  - メジャー改版分の副本登録及び機関間試験 : 平成31年4月～
  - 改版の施行 : 平成31年6月17日頃
- ② データ標準レイアウト（平成32年6月向け）
  - ベータ版公開・意見募集開始 : 平成31年3月～
  - 正式版公開 : 平成31年6月24日頃

## データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

	平成31年												平成32年			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①平成31年6月向け			▲ メジャー改版分 の副本登録			▲改版の施行										
②平成32年6月向け			▲ベータ版公開 ・意見募集開始			▲公開										

スケジュールの詳細については、関係府省間で調整中。

# 年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュール等について

## 1. 年金関係情報連携の今後のスケジュール（現時点の想定）

- ・日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会  
… 平成31年4月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定
- ・地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会  
… 平成31年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定

## 2. 年金情報を用いた事務運用に係る課題への対応

- 年金情報を用いた地方公共団体の事務処理について制度の複雑さ等に起因する運用上の懸念があるため、日本年金機構等との機関間試験の機会を利用して、一部の地方公共団体に協力いただきながら、円滑な事務処理が可能であるかの検証を実施（6月と10月の2回）。
- 検証にあたっては、情報照会事務ごとにまとめた年金情報の照会に関する検証用マニュアル（情報照会の方法や、照会結果の処理方法を記載したもの）や年金受給額等を計算するための簡易計算ツールを作成しており、検証を踏まえて改善点を把握。
- 2月に行う予定である3回目の検証を実施した上で、実際の情報照会事務に用いるマニュアル（初版）を作成し、3月下旬に配布予定。
- 4月以降、情報提供ネットワークシステム本番環境にて情報連携試験を行う仕組みを利用する等によって地方公共団体の職員に事務習熟を図っていただくとともに、厚生労働省においては、6月以降の一定期間後に順次移行予定の本格運用開始に向け、情報連携試験を通じて発生した意見等を反映することでマニュアルの精緻化を図る。

<スケジュール（案）>



## 年金関係の情報連携を行う主な事務手続

### ① 日本年金機構等から地方公共団体等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	情報連携で取得する情報	省略可能となる書類
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請	住民票情報・所得情報・雇用保険情報	所得証明書 離職証明書等
国民年金保険料の学生納付特例の申請	所得情報・雇用保険情報	所得証明書 離職証明書等
各種年金の裁定請求	住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等	住民票の写し 所得証明書 雇用保険被保険者証 等
年金受給者の各種届出の審査（年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届など）	住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等	住民票の写し 所得証明書 等
障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認	所得情報	所得状況届

## 年金関係の情報連携を行う主な事務手続

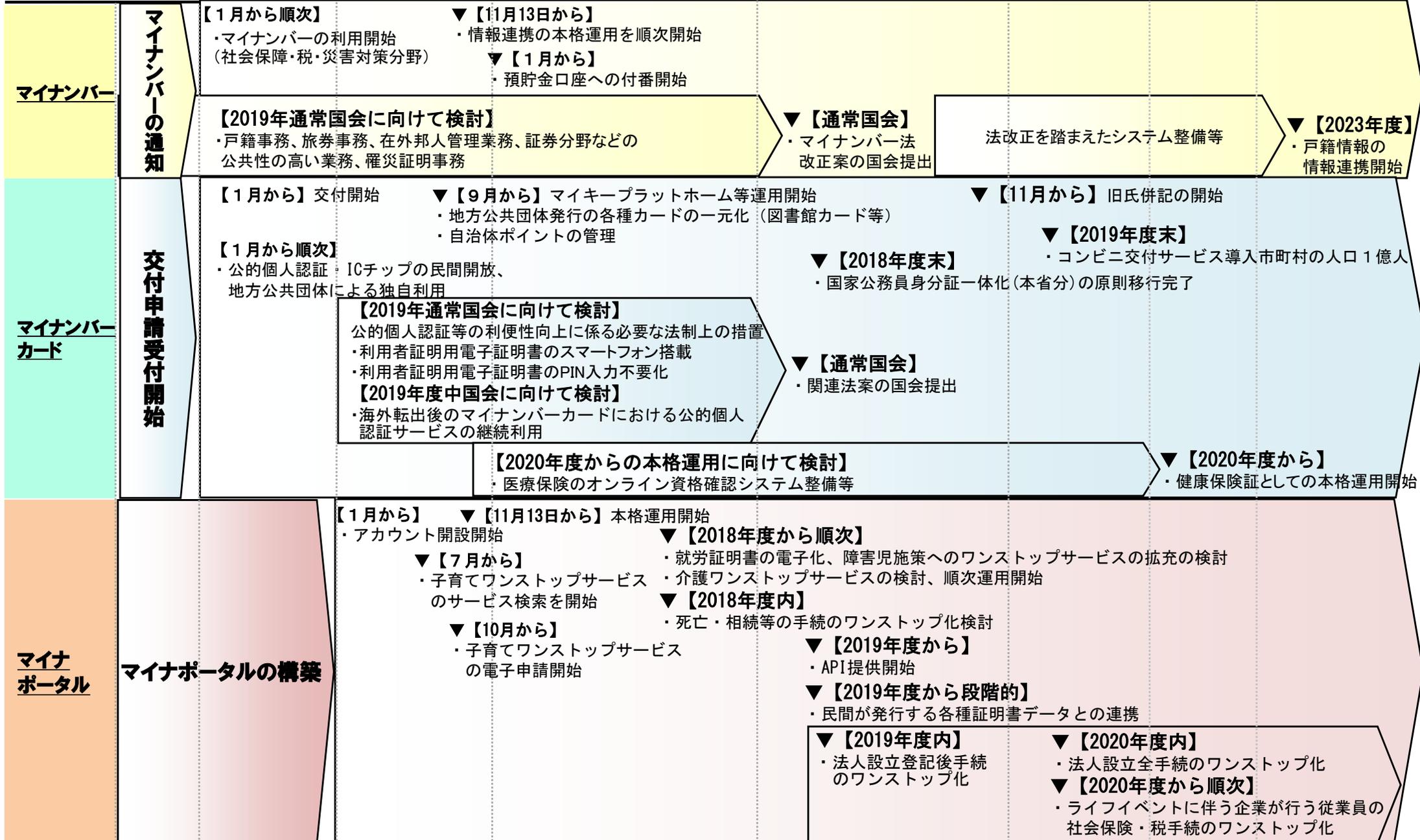
### ②地方公共団体等から日本年金機構等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	申請先	省略可能となる年金関係の書類
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	年金加入証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	年金額改定通知書 年金証書 等
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	市町村	年金証書 等
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	年金額改定通知書 年金振込通知書 等

# マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

H30.8月現在

2015年 (H27年) (10月)    2016年 (H28年)    2017年 (H29年)    2018年 (H30年)    2019年 (H31年)    2020年 (H32年)    2021年 (H33年)    2023年 (H35年)



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等を元に内閣官房において作成。

# 地方公共団体における デジタル・ガバメントの推進について

# 地方公共団体の官民データ活用推進計画について

平成30年10月19日  
第3回新戦略推進専門調査会  
デジタル・ガバメント分科会  
第24回各府省情報化専任審議官等  
連絡会議 合同会議 資料4

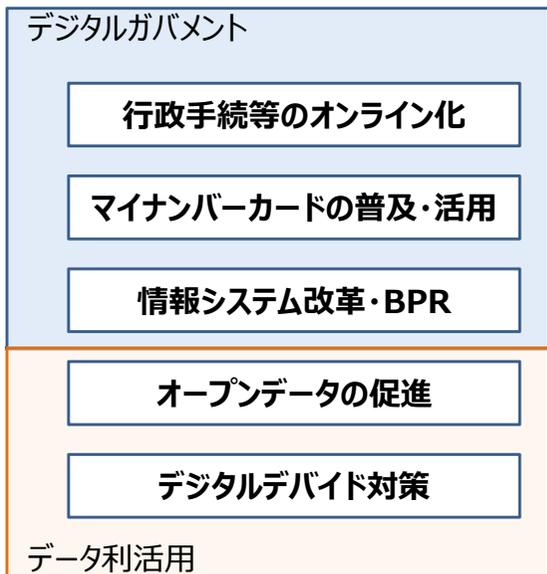
## 策定の根拠

- ・都道府県は国の官民データ活用推進基本計画に即して**策定義務**（官民データ活用推進基本法第9条第1項）
- ・市町村は国の官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、**策定努力義務**（官民データ活用推進基本法第9条第3項）

## 計画に記載すべき内容

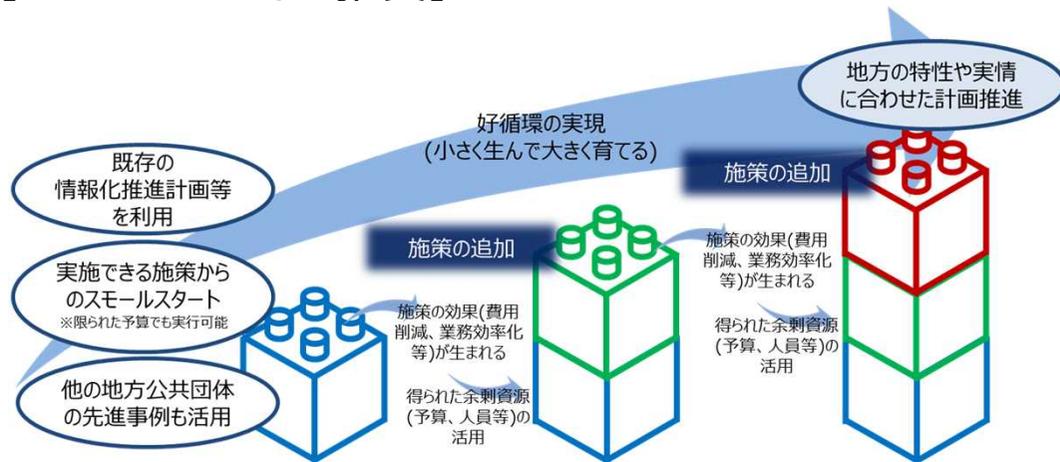
- ・各地方公共団体の区域における官民データ活用の推進に関する施策を記載
- ・具体的には、デジタルガバメント、オープンガバメントなど「5つの柱」×「8つの重点分野」のマトリックスの中から、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む施策を検討し、実行までの計画を記載。ただし、地方公共団体の実情に応じたスモールスタートを推奨。

※「官民データ」とは電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの



- ①電子行政
- ②健康・医療・介護
- ③観光
- ④金融
- ⑤農林水産
- ⑥ものづくり
- ⑦インフラ・防災・減災
- ⑧移動

## 【スモールスタートを推奨】



## 策定状況と策定支援

- ・法施行(2016.12)、国計画策定(2017.5)以降、全28団体(4都道府県、24市町村)が策定(2018年10月1日時点)
- ・2020年度末 全都道府県での計画策定が目標
- ・地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定促進のため、官民データ活用推進計画策定の手引及び施策事例集の提供

政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)施策照会先一覧  
(厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
マイナンバー制度における情報連携への対応について (2頁)	情報化担当参事官室	基準係	石井 洋之	2246
地方公共団体における デジタル・ガバメントの推進について (10頁)	情報化担当参事官室	企画係	宮崎 星座	7696